

高知県海外現地アドバイザー（台湾）事業実施要領

（目的）

第1条 この要領は、高知県海外現地アドバイザー（台湾）設置要綱（以下「要綱」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（委嘱の手続き）

第2条 アドバイザー候補者について、謝金等を明確にしたうえで、就任依頼を行う。
2 アドバイザー候補者から就任承諾書（別記第1号様式）を得た後に、委嘱状を交付する。

（職務の内容）

第3条 要綱第2条に規定するアドバイザーの職務の具体的な内容については、アドバイザーと事前に協議を行うものとする。

（謝金等の支払い）

第4条 アドバイザーへの謝金等の額は、予算の範囲内において、別に定める謝金基準額と県の旅費規程に基づき算定した旅費相当額の合計額とする。
2 アドバイザーから提出された職務実績報告書に基づき、提出日の翌月末までに謝金を支払うものとする。

（申請及び同意書）

第5条 要綱第2条第2号に規定するアドバイザーの利用に当たっては、事業者からアドバイザー事業申請書（別記第2号様式）及び同意書（別記第3号様式）の提出を受けるものとする。

（実績報告）

第6条 アドバイザーは、要綱第2条に規定する職務を行った場合は、職務実績報告書（別記第4号様式）及び職務の記録（別記第5号様式）を作成し、職務を行った月の最終活動日から30日以内に知事に提出するものとする。
ただし、職務を行っていない月については、この限りでない。
2 事業者は、要綱第2条第2号のアドバイザーによる助言等のすべてが完了した場合は、活用レポート（別記第6号様式）を作成し、指導等を受けた月の最終活動日から14日以内に知事に提出するものとする。

（情報の開示）

第7条 高知県情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき開示請求があった場合には、同条例第6条に規定する非開示項目以外の項目は、原則として開示する。

（その他）

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月12日から施行する。